

福祉用具の報酬・基準について(案)

前回（第107回分科会）の議論における主な意見について

- 介護人材確保の観点から、介護従事者のイメージアップとして、ロボット介護が出来る、テクノロジストであるということが、リスペクトにつながる。
- 女性や中高年の介護現場への参入ということも考えて、アシストスーツのようなものの導入も考えていただきたい。

複数の福祉用具を貸与する場合の価格について

論点1

給付の効率化・適正化の観点から、貸与事業所が複数の福祉用具を貸与する場合において、予め都道府県等に減額の規定を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能にしてはどうか。

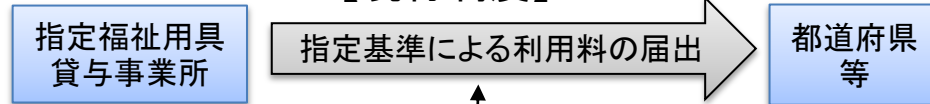
対応案

- 都道府県に提出する運営規程(利用料)について、複数の福祉用具を貸与する場合に価格を減額する規定の届け出を行うことが出来ることとする。

複数の福祉用具を貸与する場合の価格について

○ 都道府県に提出する運営規程(利用料)について、複数の福祉用具を貸与する場合に価格を減額する規程の届け出を出来ることとする。

【現行制度】



貸与価格(单品)		△△貸与事業所
種目	名称	貸与価格
車いす	〇〇標準型車いす	8,000円
車いす付属品	〇〇クッション	2,000円
車いす付属品	〇〇テーブル	1,000円
特殊寝台	〇〇電動ベッド	10,000円
特殊寝台付属品	サイドレール	1,100円

↓ 届け出た利用料に基づいて請求

〇〇車いす (8,000円) 〇〇クッション (2,000円) 〇〇テーブル (1,000円)

個々の単価を合計

合計金額 : 11,000円

【複数貸与時の減額ルールへの届出】

○ 複数の福祉用具を貸与する場合、効率化・適正化の観点から、減額する場合のルールを届け出ることにより、価格の減額を認める。



(例)
【数量により減額する場合】

- ・2種類貸与時
合計額から〇〇円減額
- ・3種類貸与時
合計額から△△円減額

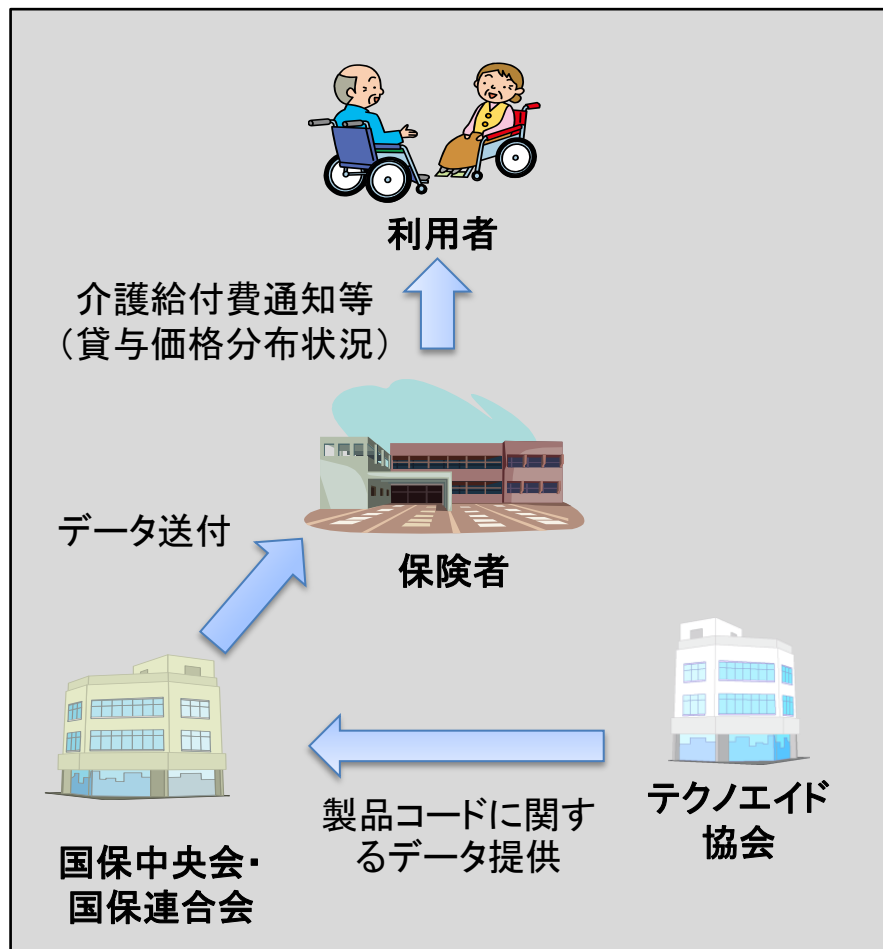
【種目の組合せにより減額する場合】

- ※基本となる福祉用具と一体的に使用されるものを想定
- ・特殊寝台と特殊寝台付属品を貸与時
合計額から〇〇円減額
- ・車いすと車いす付属品を貸与時
合計額から△△円減額

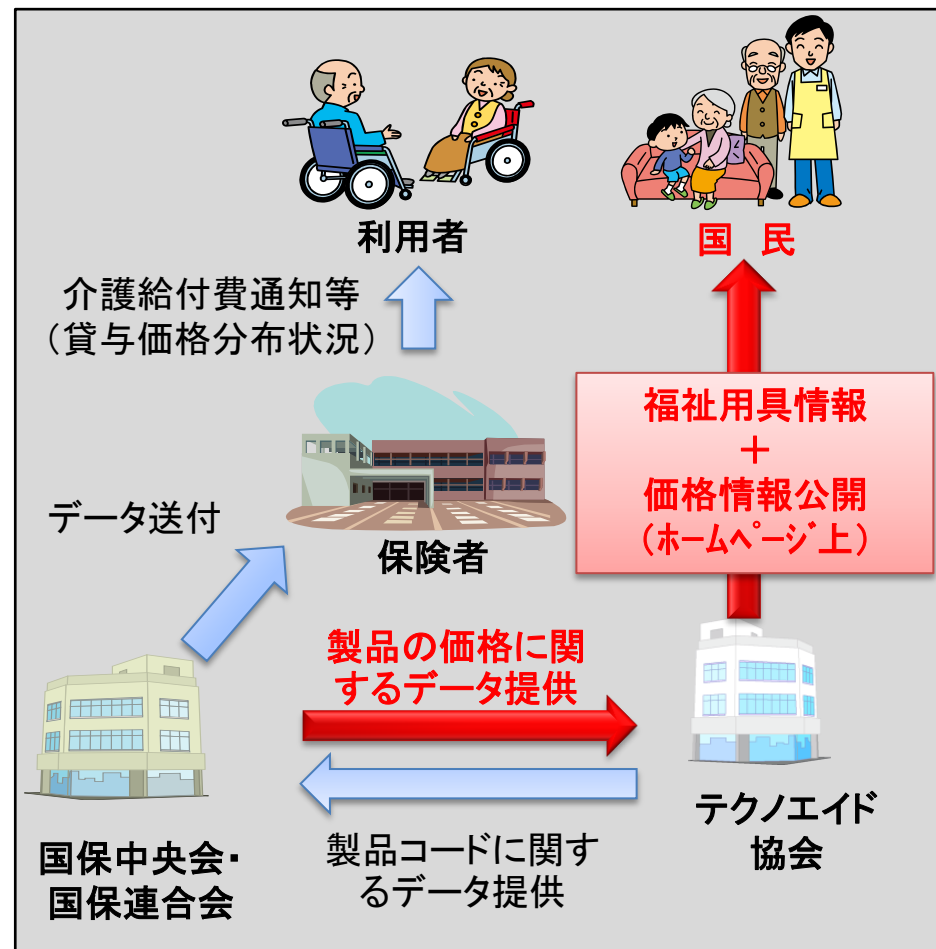
(参考) 福祉用具貸与価格情報の公開について

- 福祉用具貸与に関する価格情報を国保連合会から毎月情報提供し、テクノエイド協会が広く一般の方も福祉用具貸与価格情報を閲覧できる様ホームページに公表する仕組みを構築し、平成26年3月26日(平成26年2月利用分データ)より運用開始。
- 価格情報の内容は、1月当りの種目別全国平均価格と全国最頻価格(実勢値)を公表している。
- 福祉用具の貸与は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付がなされるよう、貸与計画の作成、搬出入、モニタリングなどの費用を含む現に要した費用の額により保険給付される仕組みとされていることを明示した上で公表。

【見直し前】



【見直し後】平成26年3月から



(参考) 介護給付費通知について

介護給付費通知書のモデル様式

- 平成21年8月に国保連合会介護給付適正化システムを改修し、介護給付費通知書に福祉用具貸与価格分布状況を掲載して発出できるようにした。
- これにより、製品毎の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、同一製品の貸与価格幅等の通知が保険者(市町村)において可能となっている。
- 本システムを利用した介護給付費通知を発出する取り組みを推進するため、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等においてその活用を依頼している。
- 本システムを利用して介護給付費通知を発出している保険者は、516保険者(平成22年度)から663保険者(H24年度)へと増加が見られている。

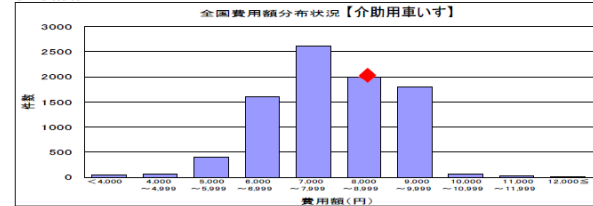
介護給付費通知書 (福祉用具貸与品目)

- ○○ 様 (被保険者番号: 14207700XX)
- このお知らせは、あなたが利用する製品と同じものの費用額の分布と、あなたの費用額が分布のどこに位置するかを知っていただくためのものです。
平成 20年 ○ 月 分

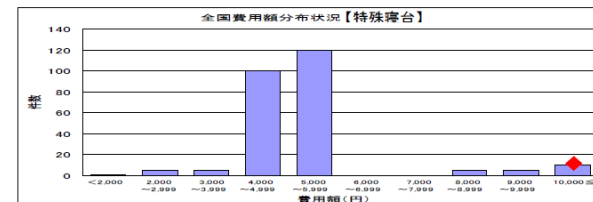
【あなたが利用した福祉用具と費用】

サービス事業所	TAISコード	福祉用具商品名	費用額
福祉用具貸与事業所	99999-999999	介助用車いす	8,000
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台	10,500
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台付属品	2,000

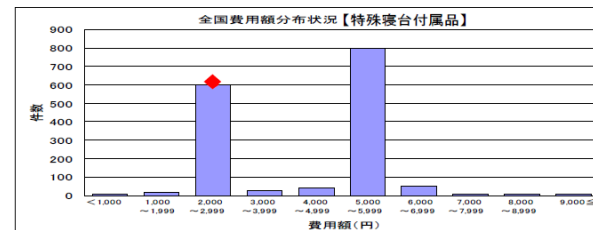
参考情報



	全国	都道府県	保険者
請求件数	10,000	1,000	100
最低費用額	2,000	2,500	2,000
最頻費用額	7,500	7,500	7,000
最高費用額	120,000	100,000	100,000
平均費用額	12,220	10,250	9,700



	全国	都道府県	保険者
請求件数	500	80	10
最低費用額	1,000	1,000	1,000
最頻費用額	5,500	5,500	5,000
最高費用額	12,500	11,500	11,000
平均費用額	4,500	4,167	4,000



	全国	都道府県	保険者
請求件数	2,000	500	10
最低費用額	500	1,000	2,000
最頻費用額	5,500	5,500	5,000
最高費用額	10,000	10,000	9,500
平均費用額	3,500	3,667	3,833

- ※ 費用額は、あなたが福祉用具をレンタルされた際にお支払いになった金額と保険給付額の合計額を記載しています。(特別地域加算分を除く。)
- ※ 右の表では、あなたが借りている福祉用具と同一製品の貸与価格について、全国、都道府県、保険者それぞれの範囲での、「最低費用額(最も安い価格)」、「最頻費用額(最も請求の多い価格)」、「平均費用額(平均値)」を表しています。また、費用額には、搬出入費、メンテナンス費等のサービス費用が含まれている場合もあり、また、価格の分布状況等により平均費用額等が必ずしも代表値とはいえない場合があります。
- ※ グラフでは、同一製品の価格について、それぞれの価格幅(横軸)について、どれくらい貸与されているのか(縦軸)を示しており、更にあなたが借りた価格(点)も示しています。なお、適正価格を表したものではありません。(標準帳票のイメージ。記載する福祉用具数、注釈等は保険者により変更可能。)

(参考) 介護保険における福祉用具

【制度の概要】

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす(付属品含む) ・ 特殊寝台(付属品含む) ・ 床ずれ防止用具 ・ 体位変換器 ・ 手すり ・ スロープ ・ 歩行器 ・ 歩行補助つえ ・ 認知症老人徘徊感知機器 ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く) ・ 自動排泄処理装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 腰掛便座 ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品 ・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト) ・ 簡易浴槽 ・ 移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

② 販売種目(原則年間10万円を限度)

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとしている。

福祉用具専門相談員の質の向上の推進

論点2

自立支援に資する福祉用具の提供を推進する観点から、福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与(販売)に関する必要な知識の修得及び能力の向上に常に努めなければならないとする自己研鑽の努力義務規定を設けてはどうか。

対応案

- 福祉用具専門相談員の質の向上の観点から、福祉用具貸与(販売)に関する必要な知識の修得及び能力の向上に常に努めなければならないとする自己研鑽の努力義務規定を設ける。

(参考) 福祉用具専門相談員に係る、基準省令および解釈通知

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)

(適切な研修の機会の確保)

第二百一条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

指定居宅サービス等及び介護予防サービス等に関する基準について
(平成十一年九月一七日老企二五)

第三の一の11の3の(5)

(適切な研修の機会の確保)

福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。

(参考) 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しについて

○ 改正の概要(平成26年厚生労働省告示第250号)

- ・福祉用具貸与計画等に関する内容を追加。
 - ・現行カリキュラムをベースとして、受講者にとって分かりやすい科目への整理を行う。
 - ・介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、最低限の内容を網羅的に学ぶことに重点を置く。
 - ・時間数については、現行の40時間に10時間を加えた、計50時間とする。
 - ・学習内容の習熟度を確保するため、修了評価(1時間)の仕組みを設ける。
- ⇒平成27年3月までに、見直し後のカリキュラムによる指定講習事業者の指定が必要。

【現行】平成27年3月まで

科目	内容	時間
1. 老人保健福祉に関する基礎知識	老人保健福祉制度の概要	2
2. 介護と福祉用具に関する知識	介護に関する基礎知識	20
	介護技術	
	介護場面における福祉用具の活用	
3. 関連領域に関する基礎知識	高齢者等の心理	10
	医学の基礎知識	
	リハビリテーション概要	
4. 福祉用具の活用に関する実習		8
合 計		40



【見直し後】平成27年4月から

科目	科目名	時間
1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	福祉用具の役割	1
	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
2. 介護保険制度等に関する基礎知識	介護保険制度の考え方と仕組み	2
	介護サービスにおける視点	2
3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	からだところの理解	6
	リハビリテーション	2
	高齢者の日常生活の理解	2
	介護技術	4
4. 個別の福祉用具に関する知識・技術	住環境と住宅改修	2
	福祉用具の特徴	8
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	福祉用具の活用	8
	福祉用具の供給の仕組み	2
6. 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5
合 計		50

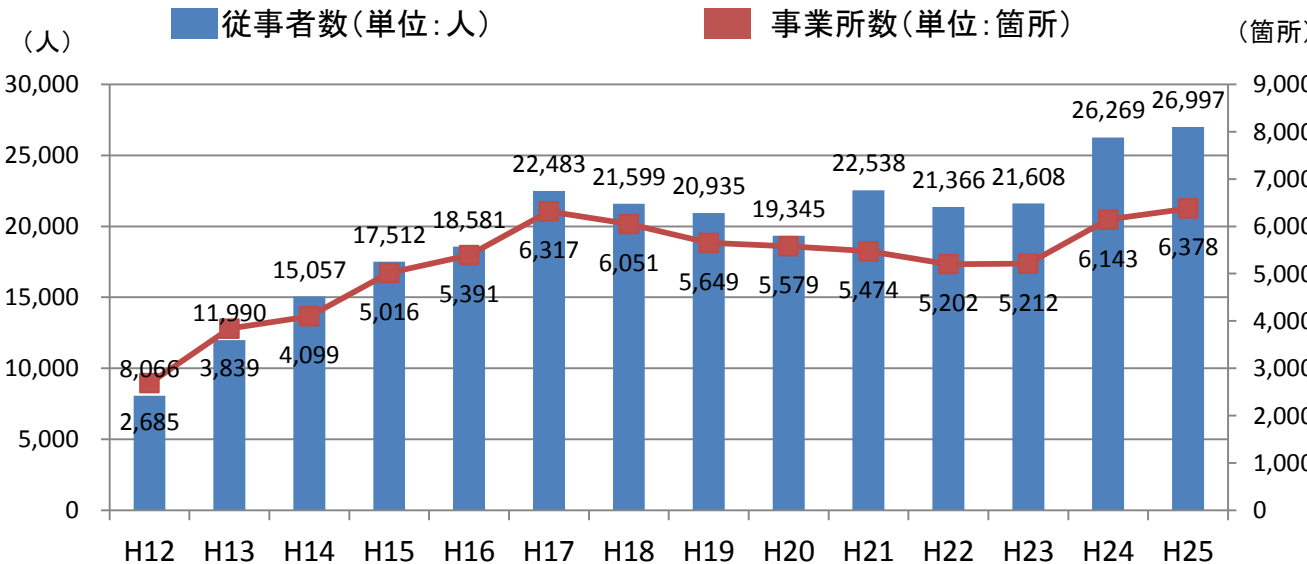
※筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施

(参考) 福祉用具専門相談員の状況

- 福祉用具専門相談員とは、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職。
- 指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤で2名以上の配置が義務づけられており、福祉用具貸与事業所あたりの従事者は、近年3.5人前後で推移している。
- 福祉用具専門相談員のうち、約7.7割が指定講習会(40時間)修了者である。

① 福祉用具専門相談員従事者数

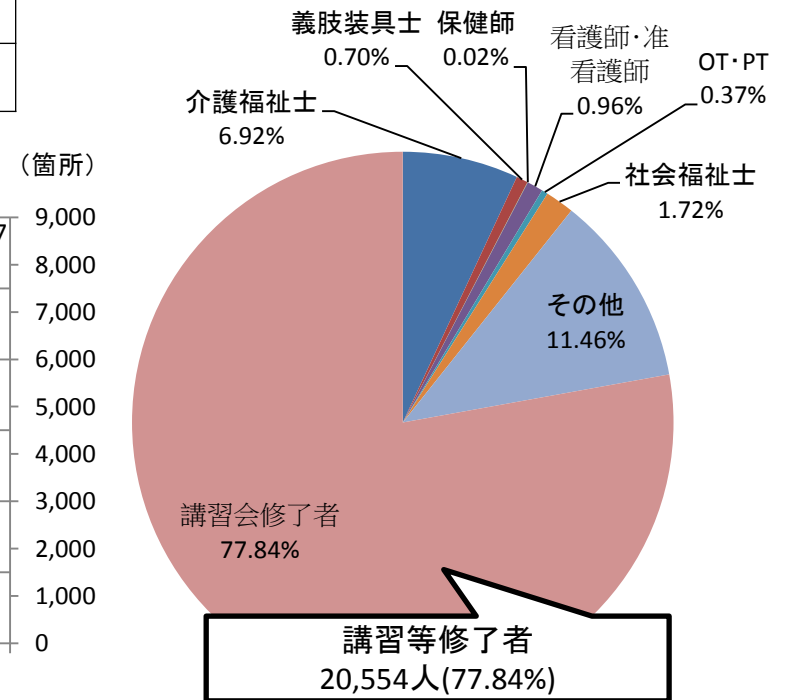
事業所あたり従事者数	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	3.0	3.1	3.7	3.5	3.4	3.6	3.6	3.7	3.5	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5



注: 平成21年以降は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、従業者数については平成20年以前と単純に年次比較できない。

出典: 介護サービス施設・事業所調査(各年10月1日現在)

② 福祉用具専門相談員資格状況 (複数回答) (平成25年)

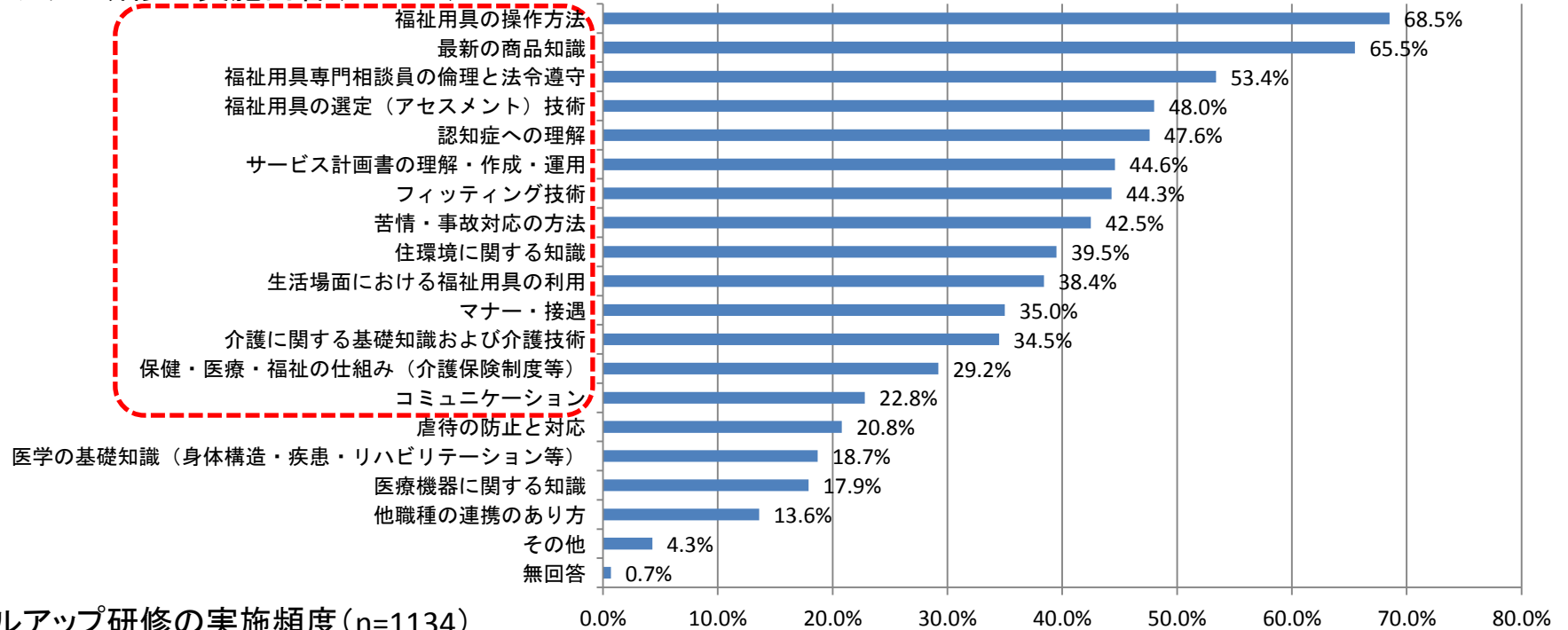


出典: 介護サービス施設・事業所調査 第19表(各年10月1日現在) n=26,405

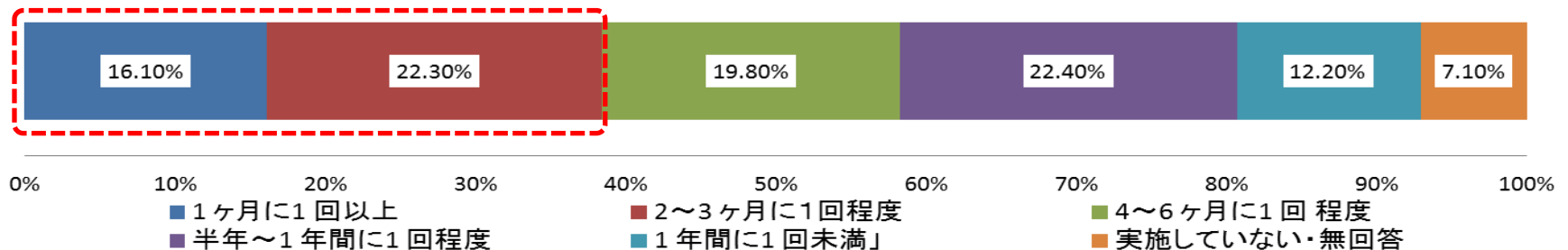
(参考) 福祉用具専門相談員に対するスキルアップ研修の実施状況

- 職場内研修・スキルアップの実施は、92.9%の事業所が実施している。(N=1134)
- スキルアップ研修の内容は、福祉用具の操作方法、最新の商品知識、倫理と法令順守、アセスメント技術等が多く実施されていた。(n=1053)
- スキルアップ研修の実施頻度は約4割が2ヶ月に1回以上実施し、1ヶ月に1回実施は2割弱であった。

①スキルアップ研修の実施内容(n=1053)



②スキルアップ研修の実施頻度(n=1134)



介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の検討結果について

1. 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について（平成26年10月28日開催）

【目的】

利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の取り入れや、拡充を行おうとする場合に、その是非や内容等について検討を行うため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催する

【委員構成】

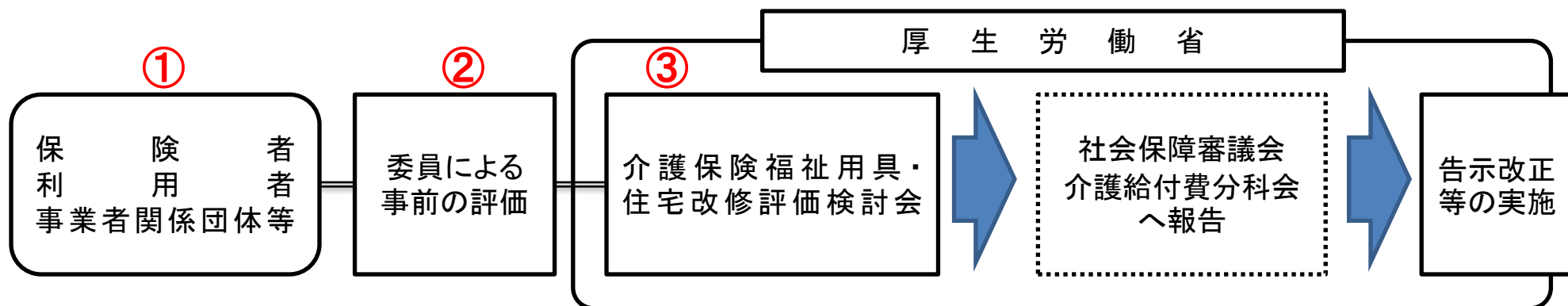
学識経験者、実務者、自治体の職員、事業者関係団体等

【検討事項】

- ・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や、種目・種類の拡充についての妥当性や内容についての検討
- ・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関すること

【検討の流れ】

- ① 保険者、団体等に対し、新たに介護保険給付の対象とすることを要望する福祉用具及び住宅改修の具体的な製品や改修等について調査を実施(福祉用具259件、住宅改修183件)
- ② ①において収集した要望について、委員による「介護保険における福祉用具の範囲の考え方」、「介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方」に基づいた事前の評価を行い、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会作業部会において議論
- ③ 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会作業部会の議論を踏まえ、新たな追加品目等について整理



2. 福祉用具貸与種目、特定福祉用具販売種目および住宅改修の介護保険給付への新たな追加項目について

○ 事前の委員の評価、作業部会及び介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の議論を経て、新たな追加品目は以下の通り。

- ① 福祉用具貸与における「車いす」の対象品目に「介助用電動車いす」
- ② 特定福祉用具(販売)における腰掛便座の対象品目に「水洗ポータブルトイレ」
- ③ 住宅改修における「洋式便器等への便器の取り替え」の対象に「便器の位置・向きの変更」

内容	種目・種類	委員からの意見等
【福祉用具（貸与）】		
①介助用電動車いす	「車いす」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の議論では、安全性の面で上市間もないということから経過を見ることとした。 ・ JISは既にクリアしており、簡易型が既に認められていることを考慮すると操作面での問題は無いと考えられる。 ・ 介助用電動車いすについては、福祉用具貸与種目の「車いす」の範囲に新たに追加することが適当である。
【特定福祉用具（販売）】		
②水洗ポータブルトイレ	「腰掛便座」	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポータブルトイレの有効性については確認されているところ。 ・ 在宅介護の限界点を上げることを考慮すると、有効な機器ではないか。 ・ 段昇降機の設置工事は給付対象と認めていないことから、同様にしてはどうか。 ・ 水洗ポータブルトイレについては、特定福祉用具販売における「便座、バケツ等からなる移動可能な便器(ポータブルトイレ)」の範囲に、新たに追加することが適当である。ただし設置にかかる費用は自己負担。
【住宅改修】		
③便器の位置・向きの変更	洋式便器等への便器の取り替え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効なことであり認めるべき。 ・ 便器の位置・向きの変更については、「洋式便器等への便器の取替え」の範囲に新たに追加されることが適当である。

(参考) 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

平成10年8月24日に開催された、第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会において示された介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方は以下のとおりである。

- (1) 介護保険制度における福祉用具の範囲としては、同事業の対象用具から、一人暮らし老人を対象とした電磁調理器等の用具を除いたものを中心として定めることとする。
- (2) しかしながら、福祉用具の外縁は極めて広いものであるため、上記(1)の考え方を踏まえ、更に、次のような点を判断要素として対象用具を選定することとする。

- ① 要介護者等の自立促進又は介助者の負担軽減を図るもの
- ② 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの(例えば、平ベッド等は対象外)
- ③ 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- ④ 在宅で使用するもの(例えば、特殊浴槽等は対象外)
- ⑤ 起居や移動等の基本的動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- ⑥ ある程度の経済的負担感があり、給付対象とすることにより利用促進が図られるもの(一般的に低い価格のものは対象外)
- ⑦ 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

- (3) なお、ベッド用サイドレールや車いすのクッション等の付属品についても、上記(2)の判断要素に合うものについては、本体を給付する場合にこれと一体のものとして給付の対象とする。

(参考) 介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方

平成10年8月24日に開催された、第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会において示された介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方は以下のとおりである。

- (1) 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- (2) 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

○介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

- (1) いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下・玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- (2) 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとしざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模や改修工事とする。
- (3) なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組合せて行うことができるような工事種別を包括できる設定とする。

○住宅改修の範囲

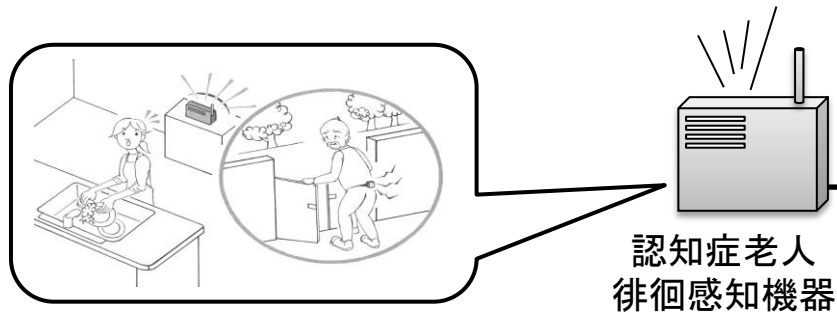
- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる工事

3. 複合的機能を有する福祉用具の取り扱いについて

- 通信機能を有する福祉用具について、給付対象となる福祉用具と給付対象外の通信機能部分が分離できる場合に限り、通信費用は自己負担として当該福祉用具を対象とする。但し、福祉用具本体の貸与価格に通信機能の価格を転嫁する等の行為は認められない。
- 具体的には、認知症老人徘徊感知機器に係る複合機能の取り扱いについて対象とする。
- 認知症老人徘徊感知機器は家族、隣人等へ通報するものを対象としており、上記の通信機能を有する複合機能を対象とする場合は同様の範囲で運用する。

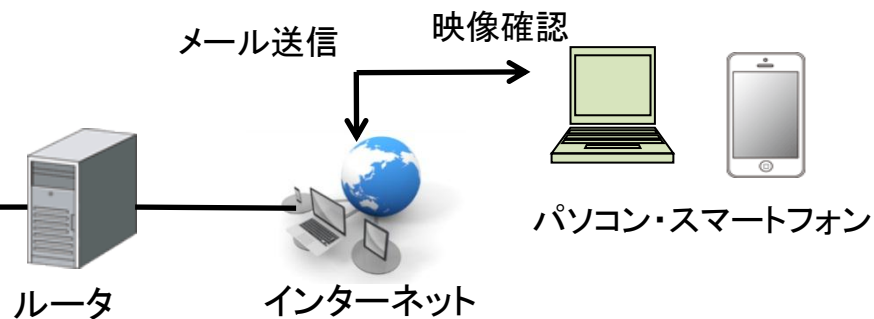
介護保険の対象となる機能

認知症である老人が屋外へ出ようとしたとき等、センサーにより感知し、家族隣人等へ通報するもの



分離可

利用者が必要に応じて選択し、自己負担で利用できる機能



(現行)

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」
(平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の第1

3 複合的機能を有する福祉用具について

二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。